

砂 川 市 規 則 第 2 8 号

令和 7 年 1 0 月 1 日

砂川市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を
改正する規則

砂川市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に、「障害児相談事業」を「障害児相談支援事業」に改め、同条第2号中「特定相談支援事業者等」を「特定相談支援事業等」に改め、同条第5号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。